

安芸太田町加計共同調理場調理業務等業務委託仕様書

1 業務名

安芸太田町加計学校給食共同調理場調理等業務委託

2 業務目的

本仕様書は、安芸太田町加計学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）における、就学前施設（保育所等）、小学校、中学校給食の調理、配送業務等について、民間事業者（以下「受託者」という。）が行う業務委託について定める。本業務の実施にあたっては、安芸太田町（以下「町」という。）が文部科学省の学校給食摂取基準等に則した献立の作成を行い、町が食材を発注する。

本業務の実施にあたっては、本仕様書及び児童福祉施設・学校給食に関する法規、食品衛生、公衆衛生に関する関係法規、通達、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」等を遵守すること。また、共同調理場で行う給食の公共性を認識し、町と緊密な連携を図りつつ、安全かつ衛生的・安定的に給食を提供するよう最善の努力を払うこと。

3 業務場所及び概要

(1) 所在地 安芸太田町大字加計 5097 番地

(2) 名称 安芸太田町加計学校給食共同調理場

(3) 施設概要 鉄骨造 延べ面積 549 m²
処理能力 約 500 食 ドライシステム

業務委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

ただし、業務の履行状況を審査し、契約の解除に該当する問題がなければ、令和 11 年 3 月 31 日まで継続して契約を行う。

(4) 委託開始前の準備期間

委託期間前に受託者が実施する調理員への訓練等については、事前に町と協議し決定するものとする。なお、これにより生じる経費については、受託者の負担とする。

(5) 配送施設 就学前：修道保育所・加計認定こども園あさひ
小学校：加計小学校・戸河内小学校
中学校：加計中学校

4 業務内容

委託業務内容は次のとおりとする。

(1) 物資検収時の受け取り・格納・検温業務

- (2) 調理業務（離乳食・食物アレルギー対応食含む）
- (3) 食材の保管・在庫管理業務
- (4) 原材料及び調理後の食品の保存食の採取並びに保管業務
- (5) 配缶・配送・回収業務
- (6) 残菜計量・記録・処理業務
- (7) 食器・食缶・調理機器・コンテナ・配送用車両等の洗浄消毒業務
- (8) 設備機器の管理業務
- (9) 施設設備の清掃及び点検管理業務
- (10) 衛生管理業務
- (11) 前各号に付帯する業務
- (12) 前各号に定めるもののほか町が必要と認める業務

5 給食実施日数・調理食数・業務時間等
別紙仕様書 1

6 業務従事者の配置及び資格
別紙仕様書 2

7 配送業務
別紙仕様書 3

8 業務の分担区分
別紙仕様書 4

9 1日の作業の流れ
別紙仕様書 5

10 設備機器等一覧表
別紙仕様書 6

11 経費の負担区分
別紙仕様書 7

12 行事等への協力
委託業務の実施にあたって、給食が教育・保育活動の一環として実施されていることを十分認識すること。

また対象施設等への食育活動に積極的に参加するとともに、給食試食会等が実施される場合についても、必要な協力を行うこと。

なお、共同調理場への施設見学者等の受け入れについても協力すること。

13 検食

調理された給食は、町が指定する職員の検食を受けること。

また、その評価については、業務の参考にすること。

14 異物混入等の対応

提供した給食に異物混入等の事故が発生した場合は、速やかに町と協力して原因究明等対応すること。

15 施設・設備機器等の利用等

(1) 施設・設備機器等の利用は無償とする。

(2) 施設・設備機器等は、委託業務の実施以外の目的に使用してはならない。

ただし、災害等の発生を含め緊急対応が必要になるなど、町の指示がある場合はこの限りではない。

(3) 契約期間中において、施設・設備機器等を給食の調理並びに保育施設・学校の保健衛生及び安全について規定する関係法令に従い、清潔に保つこと。

(4) 契約期間中において施設・指定器材等の瑕疵を発見したときは、直ちに町に報告すること。

(5) 委託業務を実施するために、業務場所において直接必要とする電力、用水、燃料費等の経費は町の負担とする。

(6) 委託業務の実施にあたり、業務場所において設備機器等以外の物件を利用しようとするときは、事前に通知し、その承認を受けること。

(7) 故障等が発生した場合には、町に直ちに報告し、その指示に従うこと。なお、故意又は過失により施設及び設備機器等に損害を与えた場合は、受託者の責任において現状に復さなければならない。

16 再委託の禁止

業務委託の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により町の承認を受けたときは、この限りではない。

17 秘密の保持

受託者及び業務に従事する者（以下「受託者等」という。）は、園児・児童・生徒に関わる情報及び受託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

18 個人情報の保護

- (1) 受託者等は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項各号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、受託業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 受託者等は、受託業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者等は、受託業務を実施するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。
- (4) 受託者等は、受託業務の実施により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (5) 受託者等は、受託業務を実施するにあたって個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、町の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- (6) 受託者等は、受託業務の実施上知り得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後ただちに町に返却するか又は町の立会いのもと廃棄しなければならない。
- (7) 受託者は、受託業務の従事者に対し、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。
- (8) 受託者等は、個人情報に関し事故が発生したとき又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに町に報告しなければならない。

19 営業許可の取得

受託者は、食品衛生法第 55 条の規定による営業許可を取得し、業務開始までにその写しを町に提出すること。取得にかかる経費については、受託者の負担とする。

20 損害賠償保険の加入

- (1) 受託業務等に起因して、園児・児童・生徒・教職員等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を争う場合の補償のため、受託者は、賠償責任保険に加入すること。ただし、既に賠償責任保険に加入している場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、損害賠償保険証書の写しを契約締結後、業務開始までに提出すること。

21 損害賠償

次に掲げる事項に該当し、その結果、町に損害を与えたときは、受託者は町に損害を賠償しなければならない。

- (1) 故意または過失により、食中毒の原因となる細菌、その他人体に有害な物質を給食に混入したとき。
- (2) 故意又は過失により、施設備品を損害又は遺棄したとき。

22 業務の引継ぎ

委託期間満了により、本業務を引き継ぐ際には円滑な引継ぎに協力すること。

23 協議・連携

- (1) この仕様書に定められている様式等について、給食の安全面の一層の確保や業務の円滑化を図る場合は町と受託者が双方協議・連携し、変更することができる。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、町と受託者が双方協議のうえ、決定する。

24 その他

- (1) 災害等による緊急時の対応については、町と連携し協力すること。
- (2) 災害等により給食実施日数が大幅に減少した場合は、減少程度に応じて、町と委託料の額の変更について協議するものとする。
- (3) 受託者は、適正な調理業務等の運営ができるように経費の節減に努めなければならない。
- (4) 受託者が使用する消耗品等の調達にあたっては、業務上支障のない範囲において、町内業者を優先するよう配慮するものとする。
- (5) 受託者は、食中毒等の事故により調理業務等を実施できない場合は、帰責事由に応じて、負担することとする。
- (6) 受託者は、受託業務期間中において、広島県内に本社、支社、営業所又は事務所のいずれかを有すること。
- (7) 受託者が用意した備品等は自らの責任において管理するものとし、盗難や紛失等があっても、町はその責めを負わない。